

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-1 整備の考え方

バリアフリー法に基づく国の基本方針では、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定しており、各施設管理者が連携してバリアフリー化に取り組んでいます。

札幌市では、基本構想にバリアフリー法に対応した各対象施設（旅客施設、車両等、道路、信号機等、路外駐車場、都市公園、建築物）のバリアフリー化の方向性を示すこととし、今回の改定では、国の基本方針に配慮しながら、以下の構成で整備の進め方についての考え方をまとめました。

【札幌市の基本方針】

札幌市の2030年度（令和12年度）までの各施設等のバリアフリー整備に関する方針を示しています。

【特定事業・その他の事業】

札幌市における当面の取組について示しています。

バリアフリー法では、重点整備地区における移動等円滑化に関する事項を特定事業として定めるものと規定されており、国の基本方針では道路と信号機は重点整備地区内の生活関連経路を対象としています。

このことから、札幌市の基本構想では、道路と信号機は重点整備地区を対象とし、その他の施設は全市的な整備の進め方の考えを示すものとします。なお、特定事業に該当しない取組については、その他の事業として記載しています。

また、札幌市の基本構想では、特定事業やその他の事業として、策定時点で実施を計画している取組について示すこととしますが、2030年度までの各施設の基本方針の実現に向けて、法律や各種基準、札幌市の関連計画等の改正や、社会状況の変化なども反映しながら、バリアフリー整備に取り組んでいくこととします。

(1) 旅客施設

【札幌市の基本方針】

<地下鉄>

- ・バリアフリールートの変更の充実を図ります。
- ・一般旅客用トイレの洋式化などを実施します。
- ・ホーム・コンコースに設置する案内標識やホーム案内放送を改修します。
- ・南北線・東西線の車内表示器などを更新します。

<JR駅>

- ・国の基本方針^{*1}に基づき、地域の支援の下、鉄道駅の構造等の制約条件を踏まえ、バリアフリー化を進めます。

<バスターミナル>

- ・国の基本方針^{*1}に基づき、バスターミナルのバリアフリー化を進めます。

【公共交通特定事業】

<地下鉄>

- ・駅周辺施設や駅の利用者数の状況を勘案しながら、エレベーター等の設置により、バリアフリールートの変更の充実を図る（大谷地駅、新さっぽろ駅など）
- ・一般旅客用トイレの洋式化やオストメイト用設備等のバリアフリー機能分散などの改良整備などを実施（3駅/年程度）
- ・ホーム・コンコースに設置する案内標識等を多言語化（4か国5言語）し、ピクトグラム（JIS）を統一
- ・ホーム案内放送設備を各線ごとに男女別の音声案内へ改修
- ・南北線・東西線の案内表示器をカラーユニバーサルデザイン（CUD）認証のフルカラーLED表示器へ更新

<JR駅>

- ・段差解消を検討（篠路駅（鉄道高架化に係る都市計画事業）、上野幌駅、発寒中央駅）

<バスターミナル>

- ・トイレのバリアフリー化^{*2}等を検討（円山、北24条など）

※1：国の基本方針（鉄軌道駅及びバスターミナルより抜粋）

平均利用者数が3,000人/日以上である旅客施設及び平均利用者数が2,000人以上3,000人未満/日で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられている旅客施設について、令和7年度までに、原則として全ての旅客施設でバリアフリー化を実施する。

※2：平均利用者数が3,000人/日以上为主要なバスターミナル13施設のうち、令和2年度時点でオストメイト対応型トイレが利用可能な施設は9施設。

【その他の事業】

<地下鉄>

- ・ホームと車両の段差及び隙間の縮小に向けた取組を進める

<路面電車停留場>

- ・道路拡幅事業に併せた乗降場幅の拡幅や嵩上げ・スロープ設置

<交通結節点>

- ・駅前広場等における乗継機能強化の検討（新札幌駅前広場の改修など）

(2) 車両等

【札幌市の基本方針】

鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながらバリアフリー化された車両の導入を図ります。

【公共交通特定事業】

車両更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながら、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる環境づくりを進めます。

<JR・地下鉄>

- ・車両の老朽化に合わせた計画的な更新等によりバリアフリー化された車両の導入を図る
- ・地下鉄南北線・東西線の車内表示器^{※3}及び正面行先表示器をカラーユニバーサルデザイン（CUD）認証のフルカラーLED表示器へ更新

<路面電車>

- ・低床車両^{※4}の導入を図る

<バス・タクシー>

- ・補助金の活用など行政の協力を得ながら、バリアフリー化された車両の導入を図る

<行政>

- ・各事業者と協力しながら、バリアフリー化された車両の導入を図る

※3：令和2年度時点の地下鉄南北線・東西線のCUD認証車内表示器の導入実績は37%。

※4：令和2年度時点の路面電車低床車両の導入実績は8台。



【ポラリス】



【シリウス】



図 4-60 路面電車の低床車両



写真出典：(株)じょうてつ

図 4-61 ノンステップバスの使用状況

(3) 道路

【札幌市の基本方針】

重点整備地区内の全ての生活関連経路について、バリアフリー化を実施します。

【道路特定事業】

地域交流拠点に該当する地区や、旅客施設の乗降客数が特に多い地区の「主要な生活関連経路」から優先的にバリアフリー整備を進めることを基本としつつ、地区の整備状況や工事の効率性等を総合的に勘案して決定します。

また、生活関連経路上で、道路拡幅や無電柱化、大規模な舗装補修など、他事業の実施予定がある場合には、他事業と同時にバリアフリー整備を行うなど、施工年次を適宜調整します。

<優先的に実施する項目>

- 段差の解消や、勾配の改善
- 舗装面や目地についての改善
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- 雨水枡等の道路附属施設の改善

【2025年（令和7年）目標値】生活関連経路のバリアフリー化率：80%

【2030年（令和12年）目標値】生活関連経路のバリアフリー化率：100%

<段階的に実施する項目>

- 休憩施設の設置検討
- 案内標識の設置検討
- 照明灯の適切な配置検討



図 4-62 道路のバリアフリー化

従来は舗装に凹凸があり通行に支障があったが、バリアフリー化により舗装を平坦化し、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するとともに、バス停の乗り口に向けて誘導を行った。

(4) 信号機等

【札幌市の基本方針】

北海道公安委員会と道路管理者が協力しながら、道路のバリアフリー化の進捗を考慮し、主要な生活関連経路にある信号機のバリアフリー化を優先的に実施します。

【交通安全特定事業】

主要な生活関連経路に設置されている全ての信号機について、2025年度（令和7年度）までに音響機能や障がい者が安全に横断するための青時間を確保する機能、青信号の経過時間を表示する機能等を有するもの又は歩車分離式とします。



図 4-63 音響式信号機



図 4-64 青時間の経過時間を表示する機能を有する信号機

(5) 路外駐車場

【札幌市の基本方針】

駐車場管理者の協力を得ながら、特定路外駐車場^{※5}のバリアフリー化を促進します。

【路外駐車場特定事業】

<行政>

- ・ 特定路外駐車場の届出の機会に、駐車場管理者へ協力要請を行い、障がい者等用駐車場の整備を促進します。



図 4-65 利用者と事業者に向けた啓発チラシ

※5：特定路外駐車場とは

以下の3つの条件全てに該当する駐車場

- 1.道路の路面外に設置される自動車駐車施設で、一般公共の用に供されるもの
- 2.駐車用に供する部分の面積が500m²以上であるもの
- 3.利用について駐車料金を徴するもの

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除く

(6) 都市公園

【札幌市の基本方針】

<全公園>再整備や施設改修に合わせてバリアフリー化を実施します。
 <主要公園>主要公園^{※6}のトイレのバリアフリー化を優先的に進めます。

【都市公園特定事業】

都市公園全体（重点整備地区含む）では、移動等円滑化が特に必要とされる特定公園施設^{※7}のうち、園路・広場、駐車場、トイレのバリアフリー化を進めます。

また、主要公園の特に利用者の多いトイレについては、バリアフリー化適合率100%を目指します。

表 4-3 都市公園の整備見通し

2025年（令和7年）	2030年（令和12年）
<園路・広場> バリアフリー化適合率81% <駐車場> バリアフリー化適合率65% <トイレ（棟数ベース）> バリアフリー化適合率42%	<園路・広場> バリアフリー化適合率82% <駐車場> バリアフリー化適合率72% <トイレ（棟数ベース）> バリアフリー化適合率51%



図 4-66 近隣公園におけるバリアフリースイールの設置例

※6：主要公園とは

主要公園とは、総合公園（中島公園、円山公園、百合が原公園、モエレ沼公園、川下公園、月寒公園、平岡公園、藻南公園、五天山公園、前田森林公園）、運動公園（農試公園、屯田西公園、手稲稲積公園）、特殊公園（大通公園、創成川公園）の計 15 公園である。主要公園のトイレの 2020 年（令和 2 年）のバリアフリー化適合率は、公園ベースで 100%、棟数ベースで 71%。

※7：特定公園施設とは

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令」において、以下の 12 施設が、移動等円滑化が特に必要な施設として定められている

①都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、②屋根付広場（広場の上空を屋根で覆った建築物で、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設）、③休憩所（あずまや、シェルターなど）、④野外劇場、⑤野外音楽堂、⑥駐車場、⑦便所（高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有するもの）、⑧水飲場、⑨手洗場、⑩管理事務所、⑪掲示板、⑫標識

(7) 建築物

【札幌市の基本方針】

バリアフリー法及び札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物のバリアフリー化を推進します。

【建築物特定事業】

<市有建築物>

2,000㎡以上の特別特定建築物を建築する際は、バリアフリーの基準に適合させるとともに、既存の2,000㎡以上の特別特定建築物については、建築物の特性、利用実態、施工性及び費用等を総合的に検討し、整備を進めます。また、2,000㎡未満の特別特定建築物についても、上記に準じて検討を進めます。

表 4-4 建築物の実施内容

整備項目	実施内容
出入口	・容易に開閉できる戸への改修などの検討
廊下等	・視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの検討
階段・傾斜路	・手すりの設置・改善などの検討
エレベーター	・手すりの設置・改善などの検討
便所	・バリアフリースイールの設置などの検討
敷地内通路	・施設入口までの経路の段差解消などの検討 ・車いすの回転スペースの確保などの検討
駐車場	・障がい者等用駐車場の設置などの検討
案内設備	・案内設備及び案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの検討
標識	・基準に適合したエレベーター、便所、駐車施設の付近に標識の設置などの検討

特に、学校施設については、段差解消やバリアフリースイールの設置、要配慮児童生徒等が在籍する学校へのエレベーター設置について、令和7年度末までの重点的な整備を行います。



図 4-67 学校へのバリアフリースイールやエレベーターの設置状況

【その他の事業】

＜市有建築物＞

バリアフリー法の主旨を踏まえて、生活関連施設に設定した特定建築物のバリアフリー化に努めます。

＜民間建築物＞

札幌市福祉のまちづくり条例に定める事前協議において、整備基準に満たない民間公共的施設への助言・指導を行うほか、財政的支援や一定の要件を満たす建築物への表示板の交付等に取り組みます。

また、より効果的にバリアフリー化を進めるための促進策等の検討を進めます。



図 4-68 民間公共的施設バリアフリー補助事業のリーフレット



店舗入口の段差を解消した事例



階段に手すりを設置した事例

トイレのバリアフリー化の事例

図 4-69 小規模店舗等のバリアフリー改修の事例

4-4-2 整備に係る留意事項等

(1) 施設管理者間の連携による推進

それぞれの施設管理者が別々に事業を展開した場合、思わぬところで新たなバリアが生じることも考えられます。各交通機関等が相互に連携し、各々の施設間をスムーズに移動できるように施設整備を進めていくことが、高齢者や障がい者等の多様な外出機会を創出するためにも重要です。このことから、連続性が確保されたバリアフリー化を達成するためにも、今後も引き続き、施設管理者間で整備時期や内容等について十分に調整・整合を行った上で、連携を図りながら事業を推進します。

また、都心部の民間開発の開発誘導において、地下歩道や地下街、地下鉄駅等の地上・地下出入口をビルに新設・取込む際にエレベーターの導入を促進するほか、地下施設との接続によりビル内のバリアフリー施設の利用が可能となる等、官民連携で都心部のバリアフリー経路の改善を推進します。

(2) 道路等の重点整備地区以外の整備

重点整備地区以外の整備においても、バリアフリーの視点を持つことが重要であり、道路等の新設や改修のタイミングに合わせ、可能な限りバリアフリー化に取り組みます。

また、整備の検討対象とする道路等の施設がバリアフリー化されていないことにより、利用者が大きな迂回を強いられている場合には、経路の利用状況や重要度、施設の状況などを考慮し、地域住民や北海道公安委員会などと協議の上、対象施設や迂回ルートของバリアフリー化についても検討します。

(3) 障がいのある方等からの意見聴取

障がいのある方等が、安心して移動し、施設等を利用することができるよう、施設整備を行う際には、障がいのある方や高齢者等の意見を反映するよう努めます。

なお、一定規模以上の市有施設の整備では、設計・施工の各段階で、障がいのある方や高齢の方によるバリアフリーチェックを行っています。



バリアフリーチェックの様子



意見を反映した整備の状況



図 4-70 バリアフリーチェック状況

写真の事例では、点字ブロックの配置をエレベーターの操作ボタンに手が届く位置にしたほか、ガラス扉に表示する案内文字を視認しやすいよう背景を黒にしている。

(4) 年間を通じた円滑な移動経路の確保

札幌市では、都心部の札幌駅前通地下歩行空間（通称チカホ）や地下街、苗穂・琴似・手稲地区などの空中歩廊で、季節や天候を問わず誰もが歩きやすいバリアフリー化された歩行者ネットワークが整備され、冬期でもより安全・安心な移動経路の確保が進んでいます。

また、冬期における歩行環境の改善に向け、歩道除雪やつるつる路面对策、市民との協働の取組、断熱マンホール蓋の設置などを実施しています。

表 4-5 取組の代表的事例

1. 年間を通じて利用可能な歩行ネットワークの整備	
苗穂駅自由通路	
<p>苗穂駅の南北を結ぶ経路について、従来の人道橋はバリアフリー未対応でしたが、駅の橋上移転に伴い整備した自由通路により、駅の南北を結ぶバリアフリー経路が確保され、年間を通じた移動の円滑化が実現しています。</p>	 <p style="text-align: center;">苗穂駅自由通路</p>
西2丁目地下歩道	
<p>さっぽろ創成スクエアと地下鉄大通駅を接続する地下歩道を整備し、都心部の回遊性を向上しました。これにより、季節や天候に左右されない都心部の歩行ネットワークが強化されました。</p>	 <p style="text-align: center;">西2丁目地下歩道 地上部連絡エレベータ</p>
東豊線大通駅のエレベーター設置	
<p>従前は階段で接続されていた地下鉄大通駅の東豊線南改札口と東西線東側コンコースにエレベーターを新設しました。これにより、同コンコースとバスセンター前駅連絡通路がバリアフリー経路で結ばれ、年間を通じた移動環境が確保されました。</p>	 <p style="text-align: center;">東豊線大通駅のエレベーター設置状況</p>

2. 市民・企業・札幌市の協働の取り組み

つつる路面対策

①砂まき活動の推進

歩道や横断歩道での転倒事故防止のため、地下鉄や JR 駅周辺など、人通りの多い交差点を中心に砂箱の設置や散布の頻度を増やすなど、市民・企業・札幌市の協働による砂まき活動を強化します。



砂箱



横断歩道への砂まき

②冬期の安全・安心への意識向上

ウインターライフ推進協議会など他の団体と連携し、冬みちでの転倒防止活動を進めます。

観光客や冬みちに不慣れな人でも分かるよう、転倒や落雪など、冬のリスクに対して身を守るための留意点をとりまとめ、広く周知します。



札幌冬みちガイド（4カ国語）を作成し観光案内所などで配布
（出典：ウインターライフ推進協議会）

市民との協働の取組

除雪ボランティアを行う団体などに対して、小型除雪機や除雪用具の貸出を行います。



支援策（除雪用具の貸出）を活用した大学生の除雪ボランティア

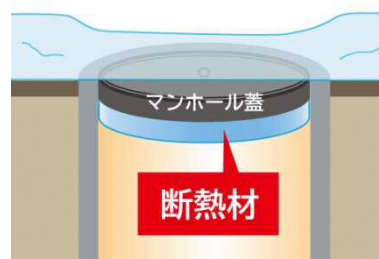


支援策（小型除雪機の貸出）を活用した企業の除雪ボランティア

3. 安全・安心な冬期の歩行環境確保への配慮

断熱マンホール蓋の設置

積雪時におけるマンホール周辺では、道路の圧雪厚とマンホール内下水温等の諸条件により段差が生じることがあるため、歩行者が多く通る箇所等の段差解消が必要な箇所に断熱マンホール蓋を設置しています。



断熱材により下水道管内の熱がマンホールに伝わりづらくなり、道路面の段差発生を抑制します。

4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実

ユニバーサル社会の実現を目指す過程においては、高齢者、障がいのある方等の自立した日常生活や社会生活を確保することが重要であり、そのためには、円滑な移動や施設の利用を実現する必要があることについて理解を深めるよう努めなければなりません。

障がいにはさまざまな種別があり、障がいにより車いすや白杖、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用している場合や、内部障がいなどの外見上分かりづらい障がいがある場合もあります。また、高齢になると、音がはっきり聞き取れない、物が見えづらい、筋力や体力の低下により思い通りに身体を動かせないといったことが多くなってきますが、これは年を重ねれば誰にでも起こりうる現象です。これらの例のように、さまざまな場面で困りごとや不利益をもたらすバリア（社会的障壁）を感じている方がいることを知り、適切な配慮を受けられるようにするとともに、心のバリアフリーも同時に推進していくことが重要です。

そのためには、私たちの暮らす社会が、障がいのある方や高齢者、外国の方等の多様な人に配慮された社会になっていないことを知るとともに、それによって生じているバリアを取り除くことが社会の責務であるという考え方（社会モデル）を理解し、社会全体の問題として捉えていかなければなりません。

また、バリアフリー設備等の情報を、ホームページやパンフレット、デジタルサイネージ（電子看板）等を活用して発信し、情報アクセシビリティ^{※8}の向上を図ったり、障がい等の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することも重要です。

さらに、バリアフリートイレや障がい者等用駐車スペースの適正利用の推進、安全な歩行空間を阻害する行為への対策など、マナーの向上にも努める必要があります。

多様なバリアを取り除く努力を地域社会全体で行い、利用者などがお互いにマナーを守り、譲り合い支え合うことで、はじめて安全、安心、快適なユニバーサル社会を実現することができます。

※8：情報アクセシビリティとは

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

(1) 教育啓発特定事業

【札幌市の基本方針】

「心のバリアフリー」の普及啓発等により、市民及び事業者の理解と自発的な取組を促進します。

令和2年5月のバリアフリー法改正では、ソフト施策に関する教育啓発特定事業^{※9}が創設されました。札幌市ではこれまでも心のバリアフリーなどのソフト施策に取り組んできましたが、今回の法改正を受け、以下の取組を教育啓発特定事業に位置付け、ハード・ソフト両面のバリアフリーをより一層推進していきます。

※9：教育啓発特定事業とは

1. 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
2. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（1に掲げる事業を除く）

① 心のバリアフリー推進事業【保健福祉局】

・地域生活や企業活動において心のバリアフリーを推進するため、市民・企業向け研修を実施する。



図 4-71 市民・企業向け研修のリーフレットと受講者に配布するバッジ

② 共生社会環境づくり事業【保健福祉局】

- ・外見からは分かりづらい障がいや病気等のために、援助や配慮を必要としている人への理解を深めるため、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布や、札幌市内の公共交通機関の専用席・優先席付近にヘルプマーク周知のステッカーを掲示する等の周知啓発を行う。
- ・障害者差別解消法の普及のためフォーラムを開催する。
- ・本市職員一人ひとりが障害者差別解消法の趣旨を理解することを目的に、各職場へ障害者差別解消法に関する職場研修の実施を依頼する。



図 4-72 ヘルプマーク



障害者差別解消法普及のために開催したこれまでのフォーラムでは、合理的配慮の実践に関する講演や、共生社会について考えるワークショップを実施した。

図 4-73 フォーラムの開催

③ 出前講座【まちづくり政策局・保健福祉局】

- ・学校や地域の団体等の依頼により、バリアフリー基本構想や心のバリアフリーに関する出前講座を実施する。



図 4-74 出前講座の様子

④ 障がい当事者の講師派遣【保健福祉局】

・障がい当事者を講師として養成・登録し、その人を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッションなどを行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する理解を促進する。



写真の事例では、連合町内会の役員などに対して、障がい当事者の講師による研修会を開催。日常生活での困りごとや、見守りや災害の際の注意事項などに関する講義・ディスカッションを通じて、障がいに対する理解を促進し、心のバリアフリーを実践する手法を学んだ。



写真の事例では、学校の総合学習で、障がい当事者の講師によるWEBを使った授業を開催。自身の障がいや子どもたちができる声掛け・支援の方法などの講義のほか、子どもたちの疑問などについて、ディスカッションを通して障がいに対する理解を促進した。

図 4-75 講師派遣の様子

⑤ 障がい者コミュニケーション促進事業【保健福祉局】

・障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ガイドブックや各種講座等により周知啓発を行う。



図 4-76 ガイドブック

⑥ ガイドブックの配布【保健福祉局】

- ・ガイドブック「心のバリアフリーガイド」の配布により市民に向けた啓発を実施する。
- ・小学4年生向け「心のバリアフリーガイド わかりやすい版」、中学3年生向け「心のバリアフリーガイド 中学生用」といった福祉読本により、教育委員会と連携して学校教育における理解を促進する。



図 4-77 心のバリアフリーガイド

⑦ バリアフリー研修（（一財）札幌市交通事業振興公社と共同実施）【交通局】

- ・地下鉄駅職員を対象に、障がいなどの特性に応じて配慮すべきことの理解や介助技術の習得を目的とする有資格者（サービス介助士の資格を持つ職員）によるバリアフリー研修を実施する。



図 4-78 バリアフリー研修の様子

(2) その他の事業

1) 心のバリアフリーの推進

[教育委員会による取組]

・「人間尊重の教育」を推進し、子どもがあらゆる差別や偏見をなくし、互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む

[交通局による取組]

・地下鉄駅を会場としたバリアフリー教室の実施（北海道運輸局主催、交通局共催）

[JR北海道による取組]

・車いす利用者に対する、駅係員による乗降介助に加え、係員不在時や無人駅における事前情報取得などの環境づくり

・駅係員を対象に障がいのある方を招いた講習会を実施し、障害者差別解消法の理解促進と、介助技術の習熟を図る

・ホームからの転落防止のため、視覚障がい者などお手伝いを必要とする方に対し、駅係員だけでなく一般の利用者からも声かけを呼び掛ける「声かけ・サポート」運動を実施

[その他札幌市が行う普及啓発]

・公募により作成した札幌市のシンボルマーク「札幌市心のバリアフリー推進マーク」を活用した広報を実施



図 4-79 バリアフリー教室の様子（地下鉄）



図 4-80 講習会の様子（JR）



図 4-81 札幌市心のバリアフリー推進マーク

2) 適切な情報提供

[保健福祉局による取組]

- 札幌市ホームページ上の「バリアフリータウンマップ」やパンフレット「さっぽろバリアフリー情報」により、商業施設や官公庁等の車いす使用者用駐車場やバリアフリートイレなどの設備に関する情報を発信

[公園管理者による取組]

- 公園検索システムによる駐車場のバリアフリー情報提供とその拡充

[その他札幌市が行う情報提供]

- 都心部の地下ネットワークや駅・バス停等への移動における、バリアフリーに関する総合的な情報の提供方法を検討



図 4-82 さっぽろバリアフリー情報



図 4-83 公園検索システム

3) マナーの向上

[道路管理者による取組]

- 歩道除雪や歩行の支障となる違法駐車に対する指導、マナー啓発を実施
- 歩行の支障となる違法駐輪に対する指導、マナー啓発、撤去を実施
- 歩行の支障となる不法占用物件に対する指導を実施
- 道路への雪出しに対する指導、マナー啓発を実施

[公園管理者による取組]

- チラシやHPなどによる障がい者に配慮した公園利用マナー啓発を実施

[交通局による取組]

- 地下鉄マナーキャンペーンを実施（年4回）
- 地下鉄マナー出前教室を実施
- 知的障がい者向け乗車マナー教室を実施（年1回）

[交通管理者による取組]

- 違法駐車対策及びそれら行為に対する啓発活動を実施

[その他札幌市が行う啓発活動]

- 障がい者等用駐車場やバリアフリートイレなどの適正利用のため、利用マナーに関する啓発活動を実施



図 4-84 地下鉄マナーキャンペーン